名称　名古屋港東航路第十一号灯標
位置　所在地　愛知県名古屋港第四区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の北東方約二・一キロメートル）
　　北緯　三五―〇〇―四七
　　東経　一三六―五〇―〇一
変更した事項　位置　所在地　愛知県名古屋港第四区（名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台の北東方約二・二キロメートル）
　　北緯　三五―〇〇―五〇
　　東経　一三六―五〇―〇〇
変更年月日　平成二十二年十二月六日

名称　大鼻灯台
位置　所在地　三重県志摩市（大鼻）
　　北緯　三四―一六―一三
　　東経　一三六―四九―五九
変更した事項　光達距離　実効光度二五カンデラ　三・五海里
　　高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十二年十二月六日

名称　名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台
位置　所在地　愛知県名古屋港第四区（高潮防波堤中央堤東端）
　　北緯　三四―五九―五一
　　東経　一三六―四九―一一
変更した事項　変更年月日　平成二十二年十二月六日
　　記事　一時変更

○海上保安庁告示第三十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年一月二十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

○環境省告示第五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十三年一月二十八日

環境大臣　松本　龍

氏名又は名称	住所
住鉱コンサルタント株式会社	東京都台東区池之端二丁目九番七号

名称　深谷水道北口灯台
位置　所在地　三重県志摩市（深谷水道北口）
　　北緯　三四―一六―〇〇
　　東経　一三六―五一―三一
変更した事項　灯質　等明暗緑光　明二秒暗二秒
　　光達距離　三八カンデラ
　　高さ　四・〇海里
　　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十二年十二月七日

名称　徳山下松港徳山第二号灯浮標
位置　所在地　山口県徳山下松港第三区（徳山下松港地ノ筏灯台の南南西方約四・九キロメートル）
　　北緯　三四―〇〇―二七
　　東経　一三一―四五―五四
変更した事項　記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十二年十二月七日
記事　一時位置変更中のところ記事変更のうえ復旧

名称　隠岐福浦埼灯台
位置　所在地　島根県隠岐郡隠岐の島町（福浦埼）
　　北緯　三六―一七―一九
　　東経　一三三―一〇―五六
変更した事項　光達距離　実効光度三、七〇〇カンデラ
　　高さ　一二・〇海里
　　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで六一メートル
変更年月日　平成二十二年十二月七日

○北陸地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十九号及び四百五十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
阿賀野市小里一七番八から同市小里字長割一九一番四まで	前	八・五〇～一六・五〇	〇・二三〇	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	九・五〇～二二・二五	〇・二三〇	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○四国地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十八日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
高知県高岡郡四万十町金上野字岡ハナ六〇七番から同町金上野字岡ハナ六〇五番一まで	前	一四・〇～一七・一〇	〇・〇五三	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二二・三～三二・七	〇・〇五三	
高知県高岡郡四万十町金上野字岡ハナ六〇六番一から高知県幡多郡黒潮町拳ノ川字南山二四〇一番一まで	A	一〇・〇～九三・〇	〇・〇五三	
	B	一〇・〇～二〇六・〇	〇・〇五三	
	前 C・D	一一・〇～九三・〇	〇・〇五三	
	後 C・D	一〇・一～二七四・六	〇・〇五三	
高知県幡多郡黒潮町入野字横ノ浜七二九〇番一から同町入野字藩下二〇四九番一まで	A	七・五～一四・四	〇・四八〇	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一九・三～四〇・五	〇・四八〇	
	前 C	七・五～一四・四	〇・四八〇	
	後 C	一九・三～四八・九	〇・四八〇	
宇和島市津島町高田甲二一四三番一から同市寄松字井手口甲六〇八番一まで	A	九・一五～六二・四	一・三二三	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	九・一五～六二・四	〇・〇六二	
	前 C・D	一一・三九～二五九・〇五	〇・〇六二	
	後 C・D	一一・三九～二五九・〇五	〇・〇六二	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所